

第2回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月4日(金)午後1時25分から午後3時15分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員(24人)

1番	清水静枝	2番	中村滋
3番	箱田裕史	4番	浦恩城由子
5番	佐藤勲	6番	寺崎正親
7番	今井隆	9番	大野俊彦
10番	信澤健治	11番	中沢幸子
12番	山田孝夫	13番	天田晃
14番	戸塚英子	15番	塚越勤
16番	永井保伸	17番	石川大輔
18番	川野健一	19番	福田敬一
20番	西山康雄	21番	反保勉
22番	飯野利貞	23番	新井元
24番	設楽明志	25番	金井政明

4 欠席委員(1人) 8番 須田直子

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木秀明
局長補佐	河野一則
局長補佐	荒木聡
係長	羽鳥大樹
主任主事	清水賢太郎
主任主事	飯塚淳
主任主事	引田めぐみ
主任主事	高柳匡秀

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前でございますが、皆様おそろいですので、第2回農業委員会総会のほうを始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をしていただきたいと思います。

会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

では、この後の議事進行につきましては今井会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、ただいまから第2回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号8番、須田直子委員から欠席との連絡がございました。本日の出席委員は全員25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。次に議事録署名委員の指名及び書記の任命に移ります。まず初めに、皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号1番、清水静枝委員及び25番の金井政明委員の両名を指名いたします。

なお、書記には事務局の引田主任主事を任命いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

また、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。昭和48年5月16日許可、群馬県指令西農第1936号でございました。変更の理由は、当初計画者の死亡により建築計画がなくなったためとのことでございます。

変更後の計画につきましては、転用目的は一般住宅でございます。借家住まいをしているが、

自己用住宅を持ちたく、相続にて取得した申請地に住宅を建築したいとのことでございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の4条許可申請、議案書9ページ、議案第3号ナンバー4が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま計画変更の申請ということで1件の説明がありました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

異議がなければ、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は贈与、以前より借り受けて耕作している申請地を兄より譲り受けて引き続き耕作したいとの申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

3番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したい。譲渡人は、耕作が困難なため、申請地を売り渡したいとの申請でございます。

4番 契約内容は賃貸借、リハビリ及び自立支援を図るための作業農地として申請地を借り受けて使用したいとの申請でございます。

5番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいとの申請でございます。

6番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けて耕作したいとの申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため、再設定した

いという同一世帯からの申請でございます。

9番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

11番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けて耕作したいとの申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため、申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は13件でございます。なお、この13件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局で3条の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、質疑をお受けいたします。

9番の吾妻の譲受人、吾妻の人なのだけれども、耕作するに時間的に、ここから来るのだから、ここに作業する人がいるのだから。今距離、時間関係なくなって、遠方からもいろいろ土地借りて耕作する人も増えていきますけれども。

○事務局 常時雇用されている方が高崎市の上中居町のほうに在住されておりました、現場までは30分程度ということで伺っております。

○会長 分かりました。

皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

質問等なければ、異議がないということで許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。なお、ナンバー1は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番ですが、まず初めに議案書の訂正をお願いいたします。一時転用の設定期間の満了日、「令和15年8月23日」を「令和8年8月23日」に訂正をお願いいたします。訂正の理由ですが、先日の南部の事前協議にて、収量が許可要件に達していないことから10年の設定期間ではなく3年更新とし、営農状況を見て今後の更新の判断をしたらどうかという意見をいただきましたので、それを受けて申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を3年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

1番 営農型発電の一時転用期間が満了するため、更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められておまして、令和5年8月24日から令和8年8月23日までの3年間の申請でございます。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー1、審議資料を御覧ください。1枚目は案内図でございます。図面に記された斜線部分が申請地でございます。こちらには記載がありませんが、吉井支所から東に約1キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が公図の写しでございます。図面中央のピンクで縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北側は公道、西側は水路、それ以外は田に接しております。周囲は東側に向けて農振農用地の広がりのある農地として、申請地につきましても農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が太陽光パネルの配置図でございます。既にパネルは設置されており、パネルの枚数は228枚でございます。架台支柱の本数は76本でございます。支柱と支柱の間隔は3.2メートルから3.6メートルでございます。支柱部分の面積は0.34平米でございます。申請地面積1,179平米のうち、支柱部分に係る面積0.34平米が一時転用の許可申請となります。

1枚おめくりいただきまして、4枚目がパネル下部に植栽するサカキの配置図でございます。太陽光パネル1枚につき1本植栽しているため、パネル配置枚数と同数の228本を植栽しております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目がパネルの立面図でございます。営農型発電用のパネルになりますので、地上高が約1.8メートル、最大で約2メートルの高さになります。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農型発電設備の下部の農地における営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地は1,179平米でございます。下部の農地に作付している作物はサカキでございます。今後同様の内容でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農に必要な農作業の期間でございますが、既に植え付けしておりますので、4年目以降が今後の作業計画となります。引き続き除草及び施肥をし、今後の収穫、出荷を目指す計画でございます。

次に、利用する農業機械ですが、大型の機械類の使用は必要なく、記載はございませんが、除草管理の際、刈払い機を使用するとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、農作業に従事する者の農作業経験につきましては農作業歴は30年で、そのうちサカキにつきましては10年の作業歴がございます。

営農への影響の見込みとして、生育に適した日照量の確保でございますが、サカキは半陰性植物であり、他市の事例に基づき遮光率は50%以下としていることから、植物の生育には支障がなく、太陽光パネルの下部には適していると思われま。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高1.8メートル、最高地上高2.09メートル、支柱と支柱の間隔は3.2メートルから3.6メートルとなっております、作業を効率的に行う上で必要となる空間の確保についても十分に確保している状況でございます。

1枚おめくりください。下部の農地の反収につきましては記載のとおりでございます、他市の栽培実績を基に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

収量につきましては、提出された実績報告では地域の平均的な収量の8割を超える収穫は実現できていない状況でございます。なお、知見を有する者からの意見として、商品として出荷できるまでには定植から7、8年がかかるため、今後4、5年は時間を要するとの意見がございました。

1枚おめくりいただきまして、こちらは令和5年7月19日現在の申請地の営農状況の写真となっております。参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。また、更新の期間についても併せてご検討いただければと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいまナンバー1の説明、事務局にさせていただきました。

続きまして、調査報告に入りますけれども、今回第1班から始まりまして、9月が2班、その後3班、4班と続きます。そういうことで、今回は1班が調査してきましたので、その報告をしていただきます。

まず、調査班長の石川大輔委員から報告をお願いいたします。

○17番石川委員 事前調査報告、第1班班長、石川大輔。

農地法第4条許可申請審議ナンバー1について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は営農者である法人代表1名の出席でした。

質問1 サカキの種類は何ですか。

回答 ヒサカキを植えています。関東ではヒサカキが、また関西ではホンサカキが主流です。ヒサカキは葉のつきがよく、神事やお祭りなどでの需要があるので、ヒサカキを選定しました。

質問2 現地を確認したところ、サカキの根元に防草シートを敷き、栽培しているようですが、生育には問題ありませんか。

回答 除草作業中に誤って苗木を刈り取ってしまうことがあり、その対応策として防草シートを敷いています。雨水も浸透し、管理に支障もないことから、順調に生育していると感じています。

質問3 広域認定農業者とのことですが、他市でのサカキの栽培実績を教えてください。また、生育状況はどうですか。

回答 県内では安中市、県外では千葉県東金市や栃木県内で栽培しています。栽培を始めてから年数も浅いので収穫に至っていませんが、収穫に向け、適正に管理していきたいと考えております。

質問4 出荷までにどの程度の期間を見込んでいますか。

回答 定植から4年目以降はサカキもみるみる成長していくので、そこから3、4年を見込んでいます。

質問5 サカキ以外の作物を栽培しているのですか。

回答 法人としてはサカキのみですが、役員個人としては水稻や落花生などの栽培に取り組んでいます。農業者の高齢化に伴い、作業がままならない現状も目の当たりにしており、法人として何かできないものかと考えているところですが、ノウハウのある水稻栽培への参入を検討しているところです。

質問6 太陽光パネルの下部の農地では地域の平均的な単収と比較して8割以上の収穫があることが条件となっています。一時転用の期間については、他の委員の意見も聞き、決定したいと思います。

回答 はい、承知いたしました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ご苦労さまでした。

今調査報告がございました。この質問と回答を見て、皆さんのほうから質問等ございましたら、よろしく願いいたします。また、先ほど事務局のほうから許可年数10年を3年ということで、この間の事前協議、これは吉井だから南部地区ですね、南部地区の事前協議で皆さん委員さんからそういう意見が大分出ました。また、調査班も現地を回って実際にこのサカキを見てきまして、順調に伸びている木もあるのですけれども、やっぱり伸びていなくて植え直ししたようなところもありましたよね、班長さん。

○17番石川委員 ありました。

○会長 何で植え直ししたのだから、草刈り機で刈ったのなら、元の木が枯れていましたね。枯れているところへまた新しく植えている。そんなのが見受けられました。サカキの生育のことは、どういう場所、土壌で生育がよくなるかとか、そういう詳細は私には分からないのですけれども、とにかくここは田だったのですよね。田んぼのところへパネルを設置して、1枚のパネルの下に1本のサカキを植えてあるという、そんな状況だったのですけれども、成長がいいのと、また成長していなくて植え直し、ちょっとばらつきがあったかななんて思ったのですけれども、皆さん、サカキ詳しい人がおりましたら。

それで、事務局、栽培しているところが安中市と東金市とあるのだけれども、そこもまだ植えて間もないのかな、まだ年数がたっていないのか。どうやっているの。

○事務局 担当のほうからは、以前東金市も含めて聞き取ったのですけれども、栽培状況としては高崎市と同じような、1年ぐらい早いような感じでしたかね。参考になるのですけれども、一応ほかの県外、千葉県東金市なんかでもやっぱり10年で申請があったようなのですが、東金市農業委員会の委員さんたちが現地を見て、やっぱり高崎市と同じような判断。10年の申請があったけれども、10年間で許可するのはちょっと難しいのではないかといい判断があって、4年で許可しているようなお話もいただきました。

○会長 今事務局から他県の状況をちょっと説明していただいたのですけれども、そうすれば、この間南部の委員さんのほうから3年ぐらいでどうですか。申請者にもそのようにお伝えしたら、3年ということをお願いしますという返事が来たようだけれども、何か皆さんからご質問等ございましたら、お願いいたします。

西山委員。

○20番西山委員 あくまでもシェアリングだから、営農に当たると思うのですけれども、1班の人はここ肥料を散布しているとか、サカキの管理というのをどのような管理をしているとかというような質問は出なかったのですか。ある程度肥料をしなければでかくなならないのだから。

○会長 そのどのどういう肥料を使っているか、土壌のこととか、そこまで質問が出なかったのかな、細かいところまで。

○20番西山委員 1回やって、2回目だから、今度は80%をクリアしてくれるような指導をするわけですね。

○会長 はい。

○20番西山委員 となると、3年で許可を出すに当たっては、やっぱり肥料をきちっとしてくださいとか、この次はそれなりの、また3年というわけにはいきませんよとか一言付け加えなくてはまずいでしょう。

○会長 それで、この年数が何年になっているか。

○20番西山委員 3年でも構わないけれども。

○会長 この作物を作っている経験年数。

○20番西山委員 10年。

○会長 10年やっていれば分かりそうなものだ。

○20番西山委員 10年といえばこんなになるもの、最初に植えたやつ。幾つかのところでやっているのだから。

○事務局 西山委員さんのご質問いただいたのですけれども、この前の事前調査のときには、施肥だとか、そういった詳細、何を使っているとか、そういった話はできなかったのですけれども、こち

らの添付資料の営農の見込み書ですか、(2)に営農に必要な農作業の期間というところがございまして、事務局のほう聞き取っている限りは一応計画どおり、1年目から10年目までスケジュールがあるので、質問のところでもあったのですけれども、順調に生育しているという前提で、このとおり、計画どおりに今後もやっていくといった話はございました。

○20番西山委員 だから、これでいくと3月というか、春先に剪定ないし施肥に入るのだ。だけれども、枯れたとか、3年とかとしてくれれば、これはあくまでも農作物だから、やっぱり収穫を見るというのが原則だから、その辺を3年で短くして許可を出すにしても、その辺の指導はしてもいいのではないかな。

○事務局 はい、承知いたしました。その原因というのですか、枯れたという話であれば枯れた原因、なぜそういうふうな状況になってしまったのか、そこら辺の状況を。

○20番西山委員 だから、あとは田んぼで水はけが悪いとかとなれば、例えば小さなコンボを入れて田んぼの下の岩盤を破壊して、あくまでもこれは木だから、やっぱり伸びるような形の努力というのはしてもらわなくてはね。

○会長 委員さんからいろんな意見が出て、サカキの栽培方法はよく分かっているのだろうか、どうだろうな。ここだけではないので、ほかの地区もやっているのだから、それなりに勉強していると思うのだけれども、そういうことで肥料だとか土壌の関係だとか、ちょっと詳細なこともよく勉強して栽培に向かってくださいと事務局のほうから本人に、申請者によく伝えてもらって。

○事務局 はい。

○会長 そういう意見が出たということで。

○事務局 はい。

○会長 いいですか、西山委員。

○20番西山委員 いいですよ。

○会長 ほかにはないですか。

○22番飯野委員 22番飯野ですけれども、今のに関連して、単収の話も出ていたのですけれども、栽培したてだということだったのですけれども、3年目だということで、実績報告の中で販売額ですか、金額、そういうのも出ているのですか。

○会長 営農だから下の収穫も収益を上げなくては、本当ならね。だけれども、サカキというのが、皆さんもご承知だと思うのだけれども、神棚に1日、15日、あとお祭りのときに、神主さんが地鎮祭か何かするときですよ、使うぐらいで、ほかに一般家庭、今の若い家庭で神棚があってサカキ上げるなんていう家庭は本当に少ないと思うので、需要は少ないと思います。本人も、それほどもうけの出る作物ではありません、そういう話がありました。

○事務局 今飯野委員さんのご質問に対してなのですけれども、事業者さんによっては、事前に出荷伝票なんかつけて、売上げこれくらいありましたと事務局が分かるように資料をつけていただける

事業者さんなんかもおるのですが、あくまでも営農型太陽光、下部の農地で8割の収量が取ればいいというお話なので、必ずしもその8割が販売されていなくてもいいという話にもなってくるのです。そうなったときに、では事務局のほうがか何か売上げの根拠を求めたときに、何を根拠にして事務局は求めてくるのだと言われてしまったときに、あくまでも事務局としては何かそういう質問があったときに回答できるような準備として法人さん、事業者さんをお願いはしているのですが、事業者さんがそれをよく思わないというのかな、必要ないと判断した場合、強制的にそれを事務局のほうからもらうというのですか、提出いただくことはちょっとできないのかなとは考えております。

以上です。

○会長 今係長から話があって、そこまではなかなか申請者に請求できないということなので、あとはこれもし3年で許可になったら3年後に行ってその成長具合を見るから、それで分かると思います。

○24番設楽委員 24番、設楽です。ちょっと今気になったのは、収益の面での話をされていたのですが、収量の面で10アールで6キロといたら、我々農家として6キロってこんなものだよという量なのです。だから、あまりにも少なく見ているのではないかという気もします。10アールで6キロといたら本当に、ひとたばですよ。

○事務局 そうです。設楽委員さんのご指摘いただいたところ、ごもっともなところです。申請書の最後のページ、写真の前のページになるのですが、6キロと記載されているのですが、これあくまでもまだ成長段階、植栽4年目をベースにした比較対象になっているので、これから5年目、6年目、知見を有する者の意見では7、8年目以降から高水準で取れる。しっかり収量取れるとなってくるので、これからどんどん、どんどん収量自体は、10アール当たりの収量は上がっていきます。あくまでも成長段階、4年目のときの10アール当たりの収量ということになっています、この表であれば。

○会長 いいですか。

ほかになければ、ここで決定するわけですが、今回許可期間の年数3年ということによりいいでしょうか、決定しますけれども。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、3年ということで許可相当とします。

それでは、続きまして一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番でございますが、取下げでお願いいたします。本件につきましては、7月の総会にて審議保留となった案件でございます。審議保留となった理由ですが、申請地は事前に工事着手しており、完成に近い状態となっていることから、譲受人に対し、7月の総会日までに可能な限り農地に復元するよう指導いたしました。譲受人もそのことを了承しておりましたが、7月の総会日までに復元が間に合わなかったため、審議保留となった案件でございます。その後、8月の総会までには農地復元する予定でしたが、代理人より本申請の事業計画を見直したいので、今月の申請を取り下げたいとの申出があったため、取下げでお願いいたします。なお、本件及び関連案件である議案書17ページ、議案第4号ナンバー28につきましても同様に取下げでお願いいたします。

4番 借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、相続にて取得した申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件として提出されております。

5番 申請地に農機具格納庫を建築したいという農業用施設の申請でございます。

6番 入居の需要が見込まれる申請地にアパートを建築したいという長屋建て住宅の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

7番 申請地に農業用倉庫を建築したいという農業用施設の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

8番 営農型発電の一時転用期間が満了するため、更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められておりまして、令和5年10月22日から令和15年10月21日までの10年間の申請でございます。

9番 倉庫及び露天資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという倉庫及び露天資材置場の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。

○会長 ただいま第4条の説明だったのですが、2番から9番まで説明をいただきました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

この3番取下げ、今後また申請出してくるのかな、取りやめになってしまったのか。どっちだったっけ、これは。

○事務局 基本的には農地に復元するという方向性で動いております。

○会長 では、この計画はなくなるの。

○事務局 見直しをするというお話を伺っています。

○会長 計画を見直しするというので、今回取下げで出てきました。

ほかにどうですか、ほかの案件。

質問等なければ、許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため、妻の実家に近接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、高崎で自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、妻の実家に近接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。

20番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。

21番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、自動車販売業を営んでいるが、駐車場が不足しているため、本社に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

24番 契約内容は売買、自動車販売業を営んでいるが、駐車場が不足しているため、本社に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、現在の住宅を売却し、新たに自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 使用貸借でございます。実家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、実家住まいをしているが、結婚を機に自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番でございますが、さきの議案書9ページ、議案第3号ナンバー3でご説明したとおり、申請を取り下げたいとの申出があったことから、こちらの案件につきましても同様に取下げでお願いいたします。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

31番 契約内容は売買、リフォーム業を営んでいるが、高崎での受注が増え、資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます、雑種地と一体利用の計画でございます。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

33番 地上権の設定でございます。申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

34番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて農業用物置を建築したいという農業用施設の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、南部地区の案件は取下げ1件を除く34件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま南部地区の申請議案の説明を報告していただきました。今回75番までであるので、36番からは北部地区のほうの申請議案になっております。長いので、ここで途中で切って、ここで審議、それで決定したいと思います。

この中で28番が取下げということで、それでは28番を除きまして、皆さんからこれより質問等を受けます。お願いいたします。

○25番金井委員 25番の金井です。前回も一応事前協議のときに説明受けたのですが、33番の地上権を設定して太陽光発電をするという、この方式なのですか、この場合でも一応土地については農地として何か植えるのですか。

○会長 何か植えるという。

○25番金井委員 下の農地を活用するか、しないかという。

○事務局 ただいまのご質問に対して、こちらは営農型の太陽光ではないので、農地としての活用はないです。

○25番金井委員 そうということですね。そうすると、この申請をした場合については農地の活用方

法については何もないということですよ。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○25番金井委員 そうすると、全部の日本中の地上権を設定してやるとすると農地が全然保全されないということになってしまいますよね。

○事務局 そうです。農地以外のものに。

○25番金井委員 なってしまうということだね。

○事務局 そういうことですね、33番は。

○25番金井委員 だから、これを認めるということは農地を全然無視しているというような感じがするのですが、そんな感じはないのですか。普通の、要は下を農地にしてやって太陽光するのだったら、下の活用方策があるので、農地法としても少し認めるというやつはあるのですが、この場合については農地を全然無視してやるというような感じになると思うのですが、それでもいいのですか。

○事務局 5条申請なので、農地を農地以外に使う、活用するという申請になりますので、先ほどの4条ですよ、営農型太陽光であれば地べた、下の土地は農地として扱うのですが、これについては純粋に農地の転用です。それがいいのか悪いのかという話をおっしゃっていたのですが、あくまでも農地転用の許可の基準、判断基準があるので、その要件を満たしているのですから、こちらのほうは許可相当として事務局としては考えております。

○25番金井委員 そういう場合もある。

○事務局 そうです。

○会長 金井さん、多分あれだと思うのだ。何で農地こんな、みんな農地以外のものにするのだという話でしょう。これ今までの営農型というのは農地種別のことで説明しないと分からないことがある。青地のところへするのか、もし青地のところを農地以外のものにするなら除外しなくてはできないわけ。除外しないでそこへ太陽光するのだから、下は農地のまんまで。これは、市外化調整とか、そういうところは別に農地こういうふうに、住宅だってそこへどんどん建つ。だから、農地以外のところに簡単にできるから。

○事務局 あくまでも譲受人様が太陽光事業者になるのですが、この方が上空の権利を借りて太陽光発電を設置するという契約なので、地上権の設定という形になっていまして、これ例えば賃貸借でも構わないですし、売買でも構わないのですが、今回たまたまこの譲受人様と譲渡人様の間で契約する内容が地上権、あくまでも私の土地の上に太陽光発電を設置していいよというような話がまとまったので、このような契約内容で提出をされているというようなところなんです。ただ普通の太陽光発電設備の転用ということでお考えいただければと思います。

○22番飯野委員 質問しようと思ったのですが、今説明あったとおり、賃貸借が一般的だと思ったのですが、そこで地上権、今説明してくれたのですが、その違いというのはどう

いうふうに違うのですか。

○事務局 山田委員さんは多分分かって、よく御存じかと思うのですけれども、地上権と賃貸借の違いなのですけれども、物件と債権というのですかね、難しい言葉になってしまうのですけれども、私もそこまで承知していないのですけれども、要は貸し借り、賃貸借という話だと、その費用、貸すほうと借りるほうのお金のやり取りという話になってきて、地上権というのはもうちょっと、登記できる強い権利というのですか、もちろん地上権をつけて、地上権の設定のお金のやり取りは当然あるのですけれども、これを例えば、これは太陽光となっていますけれども、それ以外にも使っていていいというのですか、必ずしも太陽光だけではなくて、地上を占有してしまう権利が地上権というイメージです。

○会長 山田委員、分かる。

○20番西山委員 借りる人と貸す人が信用関係がきちんとしていないのだよ。だから、途中で貸す人に返してくれとかと言われるような心配があるときには地上権設定というのをやるのです。そうすると、20年間返せとかと言われるのだ。途中で10年したときに、例えばトラブルなんかがあったときに返してくださいと言われると借りた人が困るから、それで地上権設定というのをやる。そのときにも、今事務局が言ったように金のやり取りがあれば賃貸借だし、金がなければ使用貸借で構わないのだけれども、使用貸借だけだと心配だから、地上権設定というのを組むのだ。そうすると、20年間というのは借りた人が非常に強い権利というのを持つのだ。だから、普通の隣のうちに、俺が貸すよと言ったら、そんなことをしていれば隣近所で問題になるから、そんなことしないのだけれども。例えば遠くのほうの人なんかの場合は、返されたりとかというときになると、代が替わって、おやじが死んで、子供のときに返してくれとかと言われると非常に困るので、多分これは地上権設定をしたのだと俺のほうは思うけれども。

○会長 契約が強固というかな、そんな感じでやっていくということだよ。

○20番西山委員 だから、5条だから、シェアリングでないから、問題はないのだよね。

○25番金井委員 1回目の許可の関係なので、基本的な話なのですけれども、我々農業委員として、私は1年生なのですけれども、農業委員会というのは役割としては農地を守る、保全する。それから、要は繁栄するというような、そんなような形で、それを助けるために農業委員会があるというふうに私は思っているのです。そうすると、このやつというのは全部みんな農地を農地以外にすることなので、基本的にはこの案件について全部反対だと、農業は反対だという形で見てやって、それで要はこういう状況だったら認めようと、話の中でそれをするのかなと思っていたのです。要は農業委員会だから、農地守るのだからどんどん、どんどんというのではなくて、本当は反対なのだ、ただこういう状況の場合だったら認めましょうという話で今回の我々はいるのでないかなと思っていたところです。

○会長 いろいろ条件の中で、ここは許可しましょうというのを農業委員会で判断すると。

○25番金井委員　そういうこと。だから、基本的にはみんな全部これは認めないのだという感覚で思っていて、それで……

○会長　それやっていると、今度は開発のほうができなくなるから。

○25番金井委員　いや、それもあるのだけれども、許可要件があるので、いろんな方で見え考えられるのでしょけれども。

○会長　だから、青地だとか、市外化調整区域とか、市街化とかいろいろ線引きされて、ここならこれは開発できますよ。

○25番金井委員　ただ、農業委員会の姿勢とすれば認めないというのが基本的な考え方であって、認めるのならこういう条件ですよという形で議論したということでもいいのですよね。

○事務局　金井委員様からのご質問です。事務局としての考え方は、おっしゃっている基本的には反対というのは分かるのですけれども、そうはいつでも今会長が言っていたように、一定の土地需要もあり、問題がないであろうところに開発を誘導するというのですか、それが農地種別区分、許可要件の考え方です。立地基準、農振農用地は駄目だし、一団の農地、10ヘクタール以上の連担がある農地も原則不許可だよと。3種農地、市街化区域だったり、あとは用途が入っているところ。そういったところに開発、農地転用の申請、手続を持っていきましょうよというものが今集まっている議案になります。駄目なところというのは、事務局のほうで、事前に相談だったり、申請を持ってくる方もいらっしゃるのですけれども、その時点で申請者さんにここはできない場所だということをお話をして、全部排除しています。なので、排除されなかったもの、許可要件を満たしているものというのですか。そういったものが議案にのってきています。

以上です。

○25番金井委員　基本的な考えは、だからさっき言ったように農業委員会は農地を守るという意味からいえば、なるべく許可しない方向のほうにという形で考えているの。

○事務局　そうです。農地の利用に支障が出ないように調整した結果、やむを得ないものが議案として上がってきているという認識をお願いします。

○会長　条件に合わないのは許可できないし、あと例えば開発許可というのがあるから、ここにはないのだけれども、集落接続もいろいろあるので、その要件を満たないと許可にならないので。

ほかにありますでしょうか。

なければ、南部地区の皆さんからご意見出たので、これ許可相当してもよろしいでしょうか。

○全員　異議なし。

○会長　それで、ここでちょっと小休止入れて、その後北部地区の議案に移ります。

休　　憩

再　　開

○会長 それでは、これより再開いたします。

先ほど南部地区の審議をしていただいたので、これから北部地区に入ります。ナンバー36から75までです。

それでは、説明お願いいたします。

○事務局

36番 契約内容は売買、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして、

37番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございまして、なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして、

38番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして、

39番 契約内容は賃貸借、下水道工事に伴い、近隣住民の駐車場が不足するため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年8月22日から令和5年11月5日までの約3か月間でございまして、

40番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして、

41番 契約内容は賃貸借、土木建築業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、なお、同一事業の関連案件といたしまして、次のナンバー42及びナンバー43が提出されております。

42番 契約内容は賃貸借、土木建築業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、なお、同一事業の関連案件といたしまして、さきのナンバー41及び次のナンバー43が提出されております。

43番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、なお、同一事業の関連案件といたしまして、さきのナンバー41及び42が提出されております。

44番 契約内容は売買、所有する農地への進入路が狭いため、申請地を買い受けて通路として使用したいという通路用地の申請でございまして、

45番 契約内容は売買、来院者用駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、

46番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして、

47番 契約内容は売買、駐在所住まいをしているが、任期が満了するため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は賃貸借、業務拡大に伴い、従業員用駐車場が不足するため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和5年8月23日から令和7年8月22日までの2年間でございます。

54番 契約内容は賃貸借、近隣での工場建設工事の請負に伴い、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。転用済みの畑と一体利用の計画でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和5年8月22日から令和8年8月21日までの3年間の申請でございます。

55番 契約内容は賃貸借、建材業を営んでいるが、業務拡大に伴い駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

56番 契約内容は売買、住宅を購入するに当たり、敷地が狭いため、隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。

続きまして、57番から59番及び61番から71番につきましては、一連の送電線撤去事業の関連案件でございます。一時転用期間以外は契約の内容以降が同様でありますので、説明を一部省略させていただきます。

57番 契約内容は賃貸借、送電線の除却工事に伴い、申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和5年10月1日から令和5年12月31日までの3か月間の申請でございます。

58番 契約の内容以降は同様でございます。

59番 契約の内容以降は同様でございます。

60番 使用貸借でございます。建築業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を

借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

61番から71番につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、さきの57番から59番と一連の事業の関連案件でございますので、説明を一部省略させていただきます。

61番 契約内容は賃貸借、契約の内容以降は同様でございます。

62番 契約の内容以降は同様でございます。

63番 契約の内容以降は同様でございます。

64番 契約の内容以降は同様でございます。

65番 契約の内容以降は同様でございます。

66番 契約の内容以降は同様でございます。

67番 契約の内容以降は同様でございます。

68番 契約の内容以降は同様でございます。

69番 契約の内容以降は同様でございます。

70番 契約の内容以降は同様でございます。

71番 契約の内容以降は同様でございます。

72番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し、販売したいという黒土採取の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和5年8月23日から令和8年8月22日までの3年間でございます。

73番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、一体利用地の関連案件といたしまして、次のナンバー74が提出されております。

74番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、一体利用地の関連案件といたしまして、さきの73番が提出されております。

75番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、北部地区の一括案件につきましては40件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー36から75まで、北部の申請議案の説明が終わりました。

なお、これより審議に入るわけですが、ナンバー61は反保勉委員に関係する案件となっております。ちょっと説明します。農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないとありますので、ナンバー61を最終の審議、質疑としまして、その際は反保勉委員に一時ご退室をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバー61を除いて、これより質疑をお受けいたします。

○22番飯野委員 いつもどうしても採取のことについて質問するので、申し訳ないような気もするのですが、地元で一番困っていることなので、質問させていただきます。

過日、地主の方にお会いしていろいろ話を聞いたのですが、現況というか、その土地は米を作っていたところなのですが、高齢でもう栽培できなくなって、植木だけは切って、倒れて根っこが残っている中で、依頼があって黒土採取するというので申請が出ているわけなのですが、その中で、今までもいろいろ話を過去聞いてきているのですが、私どももこれだけだと、採取する面積は分かるのですが、深さとか、また戻すときの砂とか、そして先ほど金井さんからもお話があったように、農地を農地として戻す。許可する、一時転用するということが非常に大切だと考えているのですが、その辺のことが実際に分らないと、一時転用して農地としてまた使えるかということを確認したいので、その辺の申請書の深さとか、そういうのをちょっと教えてもらいたいと思います。

○会長 今この持ち主が耕作ができない。高齢の方ですか。

○22番飯野委員 そうですね、高齢になっています。

○会長 農地から黒土採取して、その後きちんとまた農地に復元してもらう、それが前提ですから。

では、事務局、ちょっと詳細言ってくれる。

○事務局 提出された図面によりますと、まず表土を約10センチすき取ったものを残すという計画になっておりまして、掘削をする深さでございますが、最大で1メートルという計画になっております。農地への復元後は、畑として利用する予定というふうに伺っております。

以上です。

○22番飯野委員 今回そのことで許可相当だと思うのですが、過去のを自分も見ている中で、地続きの道路とか隣接する農地と違って1メートル深く、申請のとおりになって、そういう土地が地元にもあるのですが、そういうことがあると農地として作物を作れないような状況でもあるかと思うので、やはりしっかり自分たちも見たいと思っておりますので、今確かにそれだといいかと思います。地主の方もしっかり考え持っていて、自分でもこうしたいということを書いていましたので、確認できました。

○会長 飯野委員さんから、この方はよく知っている方でいろいろな話、飯野委員さんからあと不都合のないようにしてもらうようによく話をしておいてください。

○22番飯野委員 その方も先輩なので、十分承知していて、私が言うまでもなかったのですが、

○会長 そうですか。説明いただいて、問題ないということだね。

○22番飯野委員 はい。

○会長 ほかにご質問等ございますでしょうか。

なければ、この中でちょっと面積見てもらいたいのなのですが、初めての委員さんちょっと分

からないと思うのですけれども、ナンバー38、ナンバー57、ナンバー59、ナンバー62から71及びナンバー75、これ送電線の除却工事、全体にするとすごい面積あるのですけれども、3,000平米以上の申請が出されたのは農業委員会ネットワーク機構というところへ意見聴取するのです。農業委員会ネットワーク機構、毎月開かれているのですけれども、常設委員会というのだよね。各市町村の農業委員長、また県の農業関係の職員、それとあとJAとか、農業に関連する各団体の代表の人が集まって、そこでいろいろ審議をするわけです。そういう面積以上のものはそこへ提出して審議してもらおうということが今毎月行われております。そこへはうちのほうから、今回うちのこれ随分多いのだけれども、羽鳥係長が行って説明して、それでその場で皆さんに意見を伺うと、そういう場です。皆さん覚えておいてください。

それでは、この農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることといたします。

それでは、最後にナンバー61について審議に入ります。

反保勉委員の一時ご退室をお願いいたします。

(21番反保委員 退席)

○会長 先ほどの送電線の除却のこれに関係する議案になっていますけれども、それでは質疑をお受けいたします。

皆さんから質問なければ、ナンバー61について許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することといたします。

それでは、反保委員、入室してください。

(21番反保委員 着席)

○会長 以上で申請議案の審議は終わりといたします。

それでは、続きまして報告事項に移ります。

報告事項の第1号から第4号まで、事務局、羽鳥係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は準工業地、ほか4件、合計5件の用地の届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか22件、合計23件の5条の届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付

いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか7件、合計8件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番から3番につきましては令和5年6月の総会において許可相当としていただいた案件です。また、農業委員会ネットワーク機構からも異存なしとの回答をいただいておりますが、開発許可の手続の遅れから、それぞれ令和5年6月26日、令和5年7月13日付許可で調整されましたことをご報告いたします。

4番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条が4件、5条が37件、合計41件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和5年7月24日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項ということで、市街化区域なんか書類審査ということでこういう場に協議とか審議しないで書類で許可取るとということで、事務局がよくチェックしてね。それを今報告していただきました。いいですね。分かりましたよね。

それでは、その他ということで、ちょっと会場変更があるそうなので、係長お願いします。

○事務局 前回の南北事前協議で小さい紙、半裁です。農業委員会の今後の予定というところに来月の9月1日の金曜日に南部地域の事前協議と北部地域の事前協議がございまして、172会議室を予約していたのですが、会議室が若干狭いのです。改めてほかの会議室ないかなと見ていたところで、大きめの会議室、総会の会議室、31会議室、こちらのほうが取れましたので、半裁のほう、9月1日金曜日、172会議室となっているのですが、31会議室にさせていただいて、南北事前協議は31会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。万が一間違ってしまったら、172会議室付近に職員のほうを張りつかせますので、同じ高崎市役所内なので、そして時間のほうも1時半、北部は3時半で、それ以外は何も変わりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長 局長のほう大丈夫ですか。

そちら事務局、いいですか。

○事務局 はい。

○会長 総会が終わった後またやりますけれども、今時点ではいいね。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第2回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時15分 閉会